



2026年6月22日

各位

会社名 味の素株式会社
代表者名 代表執行役社長 中村 茂雄
(コード番号 2802 東京プライム)
問合せ先 執行役常務 水谷 英一
(TEL. 03-5250-8111)

マレーシア味の素社に対する完全子会社化に向けた提案に関するお知らせ

当社は2026年6月22日、マレーシアの証券取引所である Bursa Malaysia のメイン市場に上場し、当社がその株式の50.38%を保有する連結子会社マレーシア味の素社 (Ajinomoto (Malaysia) Berhad、以下「AMB 社」) の取締役会に対し、AMB 社による、マレーシアの Companies Act 2016 に基づく選択的減資及び償還 (Selective Capital Reduction and repayment、以下「SCR」) の実施を提案することを決定し、同日 AMB 社の取締役会に当該提案を行いました。

本提案に基づく SCR が実現した場合、当社以外の AMB 社株主に対して現金を対価とした資本の払い戻しが行われ、これらの株主が保有する AMB 社株式が消滅することにより、AMB 社は当社の完全子会社となり、Bursa Malaysia のメイン市場への上場も廃止されることとなります。

1. 提案の目的

当社の調味料・食品事業は、主要国(*)による安定的な成長に加え、周辺国においても成長を実現しております。特に、うま味調味料「AJI-NO-MOTO®」、風味調味料「TUMIX®」など、現地の食文化や嗜好に根差した製品を展開する AMB 社は、拡大するマレーシア市場の取り込みや中東への輸出拡大の取り組みを通じ、主要国に匹敵する事業規模へと成長しております。

本提案に基づく SCR の実施により AMB 社を完全子会社化することは、AMB 社の経営の迅速かつ柔軟な意思決定に基づく事業運営を一層進化させるとともに、グローバルな事業連携をより強化することで、当社グループの持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

(*)タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ブラジル

2. 提案の内容

SCR とは、特定の株主に対して資本の払い戻しを行い、その保有株式を消滅させることにより、残存する株主の持株比率を増加させる、マレーシアの Companies Act 2016 に基づく手法です。当社は、AMB 社に対して、当社以外の株主を対象として、AMB 社株式1株当たり 20.0 マレーシアリングgit (803 円) の対価にて SCR を行う提案をしております。SCR の対象となる AMB 株式は当社保有分を除く 30,170,689 株で、本提案に基づく SCR における資本の払戻し総額は、603.4 百万リングgit (242 億円) になります。また、SCR の一環として AMB 社の利益剰余金の一部の資本金組入れを行い、AMB 社の発行済株式資本を SCR を円滑に進めるのに十分な水準まで増加させることを提案しております。

なお、本提案に基づく SCR が実現した場合、AMB 社は当社の完全子会社となり、Bursa Malaysia のメイン市場への上場も廃止されることとなります。

※ 1 リングgit=40.16 円 (2026 年 5 月末レート)

3. AMB 社の概要

(1) 名 称	Ajinomoto (Malaysia) Berhad.		
(2) 所 在 地	Kuala Lumpur, Malaysia		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和田見 大作		
(4) 事 業 内 容	調味料等（うま味調味料「AJI-NO-MOTO®」、風味調味料「TUMIX®」）の製造・販売		
(5) 資 本 金	65,102,234 リンギット(26 億円)		
(6) 設 立 年 月 日	1961 年 7 月		
(7) 大株主及び持株比率	味の素株式会社 50.38%(30,627,845 株)		
(8) 従 業 員 数	585 人 (2026 年 3 月 31 日現在)		
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績			
決算期	2024 年 3 期	2025 年 3 期	2026 年 3 期
売上高 (千リンギット)	636,446	684,504	710,208
営業利益 (千リンギット)	60,231	67,063	79,095
税引後利益(千リンギット)	401,419	49,663	71,447

4. 今後の見通し

本提案を受領した後、AMB 社の取締役会は、本提案について評価・検討を行い、SCR の実施可否を含めた対応方針を決定します。AMB 社の取締役会が SCR の実施を決定した場合、SCR の完了は、臨時株主総会における承認及び裁判所の認可等の所定の手続が条件となります。マレーシアにおける SCR の手法による同様の完全子会社化の手続は、通常提案から完了までに約 6 ヶ月程度を要します。今後、本件に関し開示すべき重要な事項が発生した場合には、速やかに開示を実施いたします。

なお、本件が 2026 年度の連結財務諸表に与える影響は軽微と見込んでおります。

以 上